

3総防管第2270号
令和3年9月10日

一般社団法人東京都食品衛生協会 御中

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための
東京都における緊急事態措置等について

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、令和3年9月9日、新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき期間の延長及び区域の変更がなされ、東京都は、7月12日から9月30日まで、緊急事態措置を実施すべき区域とされました。（資料1）

これを受け、都は、9月9日、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（参考資料）等を踏まえ、東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」の期間を9月30日まで延長することを決定いたしました。（資料2）

その概要は、都民の皆様に対しては、外出の自粛（日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請、混雑した場所等への外出の半減等）、事業者の皆様に対しては、施設の使用制限（酒類を提供する飲食店等に対する休業要請、イベント関連施設等に対する営業時間短縮要請、大規模商業施設等に対する「入場者の整理等」の要請等）、イベントの開催制限（人数上限5,000人かつ収容率50%の規模要件に沿った開催等）、業種別ガイドラインの遵守等の要請を行うものです。

また、令和3年9月9日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡において、今般の緊急事態宣言の延長に伴い改定された基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等が示されましたので、お知らせいたし

ます。(資料3)

なお、10月1日以降の取扱いについては、別途お知らせいたします。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいているところでございますが、より一層の御協力を賜りますとともに、関係者の皆様への周知等につきまして、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

なお、都は、都の緊急事態措置等に対しての都民の問合せに対応するコールセンター「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター（電話：03-5388-0567）」を設置しております。併せまして、関係者の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【送付資料】

資料1・・・令和3年9月9日付け

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更」

資料2・・・令和3年9月9日

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」

資料3・・・令和3年9月9日付け事務連絡

「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

【参考資料】

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年9月9日変更）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryu/kihon_r_030909.pdf

※以上の他、「東京都緊急事態措置等に関する資料送付の方法について」を同封しておりますので、併せて御確認のほど、よろしくお願いいたします。